

会津若松市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に係る運用について

本市発注工事において、会津若松市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用基準について、下記のとおり運用をおこなっておりますので、お知らせいたします。

1. 内 容

「単品スライド」とは、会津若松市工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

(1)条項適用の対象となる資材

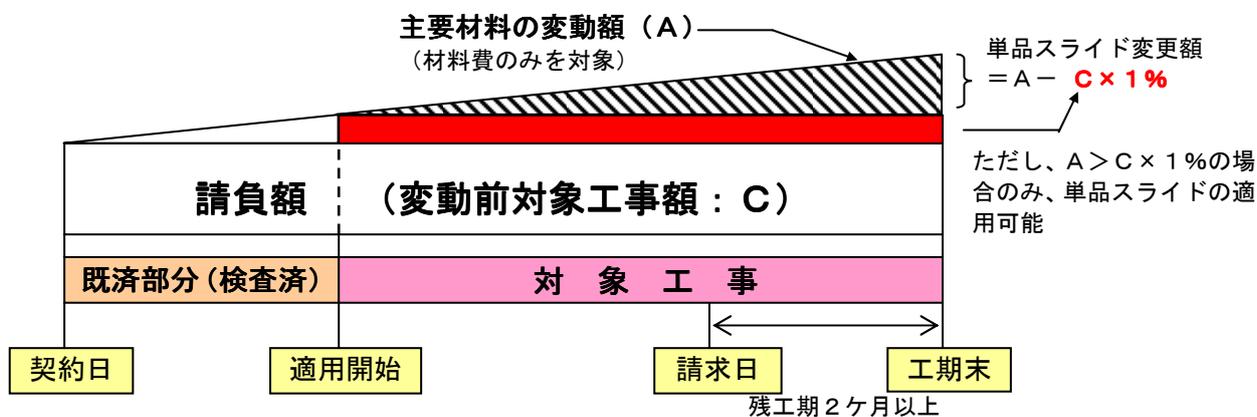
鋼材類（鉄筋、鉄骨材等）、燃料油（軽油、ガソリン等）等

(2)請負代金額の変更の考え方

対象となる資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1%を超える額を発注者が負担します。

※算定の詳細については、運用基準による。

(参考イメージ図) ※国土交通省資料参考



3. 変更協議 受注者からの請負代金額の変更請求に基づき協議を行います。

《問い合わせ先》

総務部契約検査課 電話 0242-39-1212

※個別の工事に係る適否については、各発注課となります。